

「函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める  
条例（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

案件名	函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（案）
募集期間	平成26年12月8日（月）～平成27年1月6日（火）必着
結果公表の予定時期	平成27年1月下旬
担当課	保健福祉部高齢福祉課（21-3025）
概要・趣旨・背景	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、介護保険法の一部が改正されたことから、これまで国が定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を、市が条例で定めることとなりました。</p> <p>この条例を定めるにあたっては、現行の国の基準を十分参照したうえで、本市の実情を十分考慮していく考えであり、このことに関し、市民の皆さんのご意見を募集します。</p>
政策等の案	<p>○条例（案）の概要</p> <p>○条例（案）</p> <p>※上記資料は、市役所（1階 i スペースおよび2階高齢福祉課）、亀田支所、湯川支所、銭亀沢支所、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所においても配布しております。</p>
意見を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する方</li> <li>・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体</li> <li>・市内に存する事務所または事業所に勤務する方</li> <li>・市内に存する学校に在学する方</li> <li>・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体</li> </ul>

意見の提出方法	<p>以下のいずれかの方法により提出してください。</p> <p><b>【別紙意見書様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>郵送</b> 〒040-8666 函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口（住所不要）</li> <li>・ <b>E-mail</b> <a href="mailto:kaigo-madoguti@city.hakodate.hokkaido.jp">kaigo-madoguti@city.hakodate.hokkaido.jp</a></li> <li>・ <b>ファクシミリ</b> 0138-26-5936 保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口あて</li> <li>・ <b>持参</b> 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口（市役所本庁舎2階） 平日（土、日、祝日以外）の午前8時45分から 午後5時30分まで</li> </ul> <p>※ご意見を提出される方は、住所・氏名・（法人その他の団体にあつてはその名称・主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）を明記してください。なお、これらの個人情報（法人等を含む）は、函館市個人情報保護条例に基づき保護され、公表されることはありません</p> <p>※電話による受付はいたしませんのでご了承ください。</p> <p>※ご意見への個別の回答はいたしません。内容毎に分類し、とりまとめのうえ、市の考え方を公表いたします。</p>
お問い合わせ先	<p>〒040-8666 函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎2階） 函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 0138-21-3025 FAX 0138-26-5936 E-mail:kaigo-madoguti@city.hakodate.hokkaido.jp</p>

## 函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（案）の概要

### 1 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、介護保険法の一部が改正されたことから、これまで国が定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準について、本市の条例で定めることとされました。

このため、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を条例で定めることとし、その制定にあたっては、現行の国の基準を十分参照したうえで、本市の実情や特性を十分考慮します。

### 2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

#### (1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の制定にあたっては、国が示す省令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は、国が示す省令で「従うべき基準」および「参酌すべき基準」のいずれかによって、市独自の内容とできるかどうか定められています。

#### 基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したうえで、判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 本市が条例で定めることとなる基準

市条例案概要	国の基準において該当する条項（注）	条例への委任の方法	本市条例の考え方
趣旨（第1条）	第140条の66	-	-
定義（第2条）	-	-	-
基本方針（第3条）	第140条の66第2号	参酌すべき基準	本市の実情に，国の基準と異なる，あるいは上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから，同内容の基準を条例において定めることとします。
人員配置基準（第4条）	第140条の66第1号	従うべき基準	

（注）国の基準については，介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の66が対応します。

3 施行日 平成27年4月1日を予定

4 参考資料 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（抜粋）  
介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）（抜粋）

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施  
に必要な基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員配置基準その他の包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（人員配置基準）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主

任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合または地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号または第3号に掲げる者のいずれか1人

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）（抜粋）

（地域包括支援センター）

**第百十五條の四十六** 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。
- 5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 6 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。
- 7 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 9 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）（抜粋）

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 一人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
- (3) 主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

- (1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項 に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項 に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（3）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合
- (3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人



おおむね千人以上 二千未満	イの（１）から（３）までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上 三千未満	専らその職務に従事する常勤のイの（１）に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの（２）又は（３）に掲げる者のいずれか一人

二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次イ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項 に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

パブリックコメント（意見公募）手続「意見書」

平成 年 月 日

（あて先）函館市長

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称，主たる  
事務所または事業所の所在地，代表者の氏名〕

政策等の名称

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な  
基準を定める条例（案）

（意見記入欄）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

